

令和6年5月2日

保護者様

岡崎市立北中学校
校長 板倉 眞介

岡崎市に「暴風警報（暴風警報・暴風雪警報）」及び「特別警報」が発表された場合の対応について
(一部変更)

災害対応について岡崎市教育委員会より依頼がありました。つきましては、4月8日付で配付させていただいた文書の内容と一部変更があります。下記のように対応して下さるようお願いいたします。変更箇所を下線で示しましたのでご確認ください。大きな変更点として、午前6時から午前11時までの間に暴風警報・暴風雪警報が解除された場合、これまでは「2時間後に授業を開始する」としていましたが、今回「午後1時から始業する」と変更されました。

また本文書は北中学校のホームページにも掲載していきますので、参照してください。

記

● 「暴風警報・暴風雪警報」への対応について

- 1 発令区分 警報及び注意報の発令区分は「西三河南部全域」または「岡崎市」する。
- 2 生徒の登校する以前に、暴風警報及び暴風雪警報が発令されている場合。
 - (1) 始業時刻2時間前（午前6時）までに警報が解除された場合は、平常通り始業する。
 - (2) 午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から始業する。
 - (3) 午前11時以降警報が継続されている場合は、臨時休業とする。
 - (4) 上記(1)(2)の場合においても、道路の冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と校長や保護者が認める場合は、該当生徒を自宅待機とし登校させない。
- 3 生徒の登校後に、暴風警報及び暴風雪警報が発令された場合
 - (1) 気象・交通機関及び通学路の状況等から生徒を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止して速やかに下校させる。
 - (2) 通学路が危険と認められるときや、通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。必要があれば、保護者へ迎え等を依頼する。

● 「特別警報」への対応について

※特別警報…警報の発表基準をはるかに超える大雨等、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に発表されます。

- (1) 登校前に特別警報が発表された場合は生徒を登校させない。
- (2) 特別警報解除後も、安全に登校できると判断するまでは生徒を登校させない。

※必要に応じて北中メール・北中ホームページで配信します。

- 「暴風警報」や「特別警報」が発表されていなくても、落雷や豪雨など登校に危険が伴う場合は、御家庭の判断により、自宅で待機させて下さい。安全に登校ができるようになったところで、自宅を出るようにして下さい。

(連絡先：岡崎市立北中学校 教頭 電話 22-874)